

令和6年度目黒区防犯設備の整備補助金交付要綱

令和6年4月1日付け目危第5108号決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、商店街等が目黒区の地域内に防犯設備を整備することにより、当該地域における防犯対策の向上を図るため、防犯設備の整備補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(通則)

第2条 補助金の交付については、この要綱に定めるもののほか、目黒区会計事務規則（昭和39年3月目黒区規則第5号）及び目黒区補助金等交付規則（昭和43年3月目黒区規則第6号）の定めるところによる。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 商店街等 商店街及び商店街の連合会をいう。

(2) 商店街 次に掲げるものをいう。

ア 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）により設立された商店街振興組合

イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）により設立された事業協同組合

ウ 次に掲げる事項に照らし、区長が商店街と認めるもの

(ア) 当該区域で、中小小売商業又はサービス業に属する事業者の相当数が近接してその事業を営み、かつ、組織的な活動を行っていること。

(イ) 社会通念上消費者により、まとまった買物の場として認識されていること。

(ウ) 当該区域内に人又は車両が常時通行できる道路を包含していること。

(3) 商店街の連合会 次に掲げるものをいう。

ア 商店街振興組合法により設立された連合会

イ 中小企業等協同組合法により設立された連合会

ウ ア及びイに掲げるもののほか、区市町村単位で組織された商店街連合会

(4) 防犯設備 一定の区域における犯罪の抑止又は犯罪被害の防止に資するために固定して設置される防犯カメラ、防犯灯、防犯ベル等の機器をいう。ただし、当該区域の不特定多数の者の用に供せられる目的で設置されるものとし、専ら特定の私有財産又は公有財産の保護、管理等に供されるものを除く。

(補助金の交付対象)

第4条 補助金は、商店街等が防犯対策の一環として、次に掲げる条件を全て満たす防犯設備を整備する事業（以下「補助事業」という。）に必要な別表に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）であって、区長が必要かつ適当と認め、使途、単価、規模等の確認ができるものについて、予算の範囲内で交付する。

(1) 安全・安心まちづくり推進地区に選定した地区内で、商店街等が行う事業（防犯に関する地域活動を月1回以上継続して行うことが見込まれるものに限る。）であること。

(2) 補助事業地域団体内での合意形成がなされ、又は事業開始までにその見込みがある事業であること。

- (3) 令和7年3月31日までに実施完了の見込みがある事業であること。
- (4) 防犯カメラの整備を含む事業にあつては、当該防犯カメラの設置目的、運用方法等についての基準が定められていること又は防犯カメラの運用開始までに定められる見込みがあること。
- (5) 防犯設備を占用許可等が必要な箇所に設置する場合は、当該箇所の占用許可等を受けていること又は受けられる見込みがあること。
- (6) 令和6年度東京都防犯設備の整備に対する区市町村補助金交付要綱（令和6年3月29日付5生安都第918号決定）第4条各号の条件を満たす事業であること。

（補助金の額）

第5条 区長が交付する補助金の額は、補助対象経費の6分の5以内とし、1事業当たり600万円を限度とする。（ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）

（事業計画の承認申請）

第6条 商店街等は、補助事業の補助金交付申請を予定する場合は、あらかじめ別記第1号様式による目黒区防犯設備の整備事業計画承認申請書を区長に提出しなければならない。

（事業計画の承認）

第7条 区長は、前条の防犯設備の整備事業計画承認申請書の提出を受けた場合において、当該事業の内容について事業効果等を検証し、適当と認めるときは別記第2号様式による目黒区防犯設備の整備事業計画承認通知書により、不適当と認めるときは別記第3号様式による目黒区防犯設備の整備事業計画不承認通知書により、当該申請をした商店街等に通知するものとする。

（補助金の交付申請）

第8条 前条の規定による事業計画の承認を受けた商店街等は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第4号様式による目黒区防犯設備の整備補助金交付申請書に必要な書類を添えて、区長へ提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第9条 区長は、前条の規定による申請があつた場合において、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適正と認めるときは、補助金の交付決定を行い、別記第5号様式による目黒区防犯設備の整備補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

2 区長は、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、前項の規定による交付の決定について必要な条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第10条 補助金の交付を申請した者は、前条の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定通知書を受け取った日の翌日から起算して14日以内に、その旨を記載した書面を区長に提出し、申請の取下げをすることができる。

2 前項に規定するほか、交付申請後に申請を取り下げようとするときは、遅滞なくその旨を記載した書面を区長に提出しなければならない。

（遅延等の報告）

第11条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業が令和6年度内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに別記第6号様式による目黒区防犯設備の整備補助金に係る補助事業遅延等報告書を区長に提出し、その指示を受けなければならない。

（事業内容の変更・中止）

第12条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとする場合又はその事業を中止しようとする場合は、あらかじめ別記第7号様式による目黒区防犯設備の整備補助金に係る補助事業の内容の変更等承認申請書を区長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、相当と認めるときは、これを承認し、別記第8号様式による目黒区防犯設備の整備補助金に係る補助事業の内容の変更(中止)承認通知書により申請者に通知するものとする。

3 前項に規定する場合において、区長は補助金の額を変更することができる。ただし、既に交付決定した額を超える変更はしないものとする。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに別記第9号様式による目黒区防犯設備の整備補助金に係る補助事業実績報告書を区長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 契約書類の写し(内訳書を含む。)

(2) 事業内容の完了が確認できる写真及び納品書、報告書等

(3) 補助対象経費の請求書及び領収書等の写し

(4) 口座振替したことの確認ができる書類等の写し

(5) 防犯設備を設置した場所の案内図及び設置場所一覧(防犯カメラの設置を含む事業に限る。)

(6) 共架許可書(民有地の場合は、土地等使用承諾書)、道路占用許可書及び道路使用許可書の写し(防犯カメラの設置を含む事業に限る。)

(7) 防犯カメラ運用基準の写し(防犯カメラの設置を含む事業に限る。)

(8) その他区長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第14条 区長は、前条の規定による実績報告書の提出があった場合において、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、その報告の内容が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記第10号様式による目黒区防犯設備の整備補助金交付額確定通知書により申請者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第15条 区長は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後、補助金を支払うものとする。

2 申請者は、前項本文の規定により補助金の支払を受けようとするときは、別記第11号様式による補助金請求書を区長に提出しなければならない。

(補助金の交付条件)

第16条 区長は、商店街等に補助金を交付するときは、次に掲げる条件を付すものとする。

(1) 補助事業の執行に当たっては、公正かつ透明に行われるようにすること。

(2) 補助対象経費により取得した財産(以下「取得財産」という。)については、その管理状況を明らかにすること。

(3) 取得財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付目的に従って、その効率的運営を図ること。

(4) 取得財産を破損するなど、防犯の用に供することができなくなった場合は、区長にその旨及びその後の対策について報告すること。

(5) 取得財産を他の用途に使用し、他の者に貸し付け、若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、又は

債務の担保に供しようとする場合は、区長の承認を受けること。

- (6) 取得財産を処分することにより収入があり、又はあると見込まれる場合は、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を区長に納付すること。
- (7) 補助事業の完了後、区長から要求があったときは、補助対象となった設備及び防犯に関する地域活動の現況について報告すること。この場合において、報告義務を負う期間は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間とする。

(補助金の交付決定の取消し等)

第17条 区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくは補助金の交付決定に基づく命令に違反したとき。
- (4) 補助対象経費により取得した財産が、正当な理由なく機能を停止した状態にあるとき。
- (5) 補助事業が令和6年度内に完了することができないと見込まれるとき又はその遂行が困難となったとき（第11条の規定に該当する場合を除く。）。

2 区長は、この交付の決定後において、その後の事情により特別の必要が生じたときは、この交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分についてはこの限りでない。

3 区長は、前項の規定によるこの交付の決定の取消しにより特別に必要となった事務及び事業に対して、次に掲げる経費に係る補助金を交付することができる。

- (1) 補助事業に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他残務処理に要する経費
- (2) 補助事業を行うために締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費

4 前項各号に掲げる経費の額に対する割合その他その交付については、第2項の規定により取り消された補助事業に係る補助金に準ずる。

(補助金の返還)

第18条 区長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助事業者が補助金が支払われているときは、別記第12号様式による目黒区防犯設備の整備補助金返還通知書により期限を定めてその返還を命じるものとする。

(補助金の経理等)

第19条 補助事業者は、補助事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存するものとする。

(取得財産の管理及び処分)

第20条 補助事業者は、区長が別に定める期日までに第16条第5号の規定による承認を受けようとする場合は、取得財産のうち、取得価格が50万円以上のものについては、あらかじめ別記第15号様式による目黒区防犯設備の整備補助金に係る取得財産処分承認申請書を区長に提出し、その承認を受けなければならない。

(検査)

第21条 補助事業者は、区長が指定した区職員が補助事業の管理運営及び経理等の状況について検査する場合又は補助事業について報告を求めた場合には、これに応じなければならない。

(補則)

第 22 条 この要綱に規定するもののほか必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費

区 分		摘 要
1 防犯カメラの設置に関する経費	ア カメラ、モニター、録画装置、中継器等、防犯カメラを構成する機器の購入に係る経費	運営主体である商店街等が運用基準を策定すること。
	イ 上記機器を購入によらず賃借する場合の設置初年度分の賃借に係る経費	
	ウ 上記機器の取付けに係る経費	
2 防犯灯の設置に要する経費	ア 防犯灯の購入に係る経費	スーパー防犯灯など、特に防犯に資すると認められるもの
	イ 防犯灯を購入によらず賃借する場合の設置初年度分の賃借に係る経費	
	ウ 防犯灯の取付けに係る経費	
3 防犯ベルの設置に要する経費	ア 防犯ベルの購入に係る経費	
	イ 防犯ベルを購入によらず賃借する場合の設置初年度分の賃借に係る経費	
	ウ 防犯ベルの取付けに係る経費	
4 その他の機器	ア 機器の購入に係る経費	犯罪の抑止若しくは犯罪被害の防止に資すると認められる機器
	イ 上記機器を購入によらず賃借する場合の設置初年度分の賃借に係る経費	
	ウ 上記機器の取付けに係る経費	
5 1から4までの設備(事業を完了した日の属する会計年度の終了後、7年を経過した設備であって、維持管理を適切に行っていたにもかかわらず、機能維持ができなくなったものに限る。)及び東京都地域における見守り活動支援事業補助金、東京都繁華街等における体感治安改善事業補助金及び東京都新・元気出せ！商店街事業費補助金により整備した防犯設備の更新(購入、賃借、取付、撤去等)に係る経費		モニター・録画装置等の付属設備のみの整備に係る経費ではないこと。